



政府統計

統計法に基づく国
の統計調査です。調査票
情報の保護に
万全を期します。

令和7年分民間給与実態統計調査

1

調査票の記入のしかた

説明文中、○で囲んだ数字は各書類の右上の表示に対応しています。

令和7年分の調査票を記入する際の留意事項

- 調査票の提出は2種類必要です。
- 調査票（給与所得者用）(④)の「(13)(ヲ)基礎控除額」について、記入（入力）漏れにご注意ください。
- 調査票（給与所得者用）(④)の「(9)控除対象配偶者」について、配偶者特別控除の適用者は「0」の記入（入力）漏れにご注意ください。

調査の対象となる事業所について

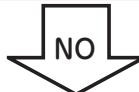
以下のフローチャートにより、調査の対象となる事業所かどうかを、判定してください。調査の対象となる場合は、次ページ以降を参考に調査票の作成、提出をお願いいたします。

調査の対象とならない場合は、下記に従い、「調査票（源泉徴収義務者用）(③)」のみ提出してください。

令和7年12月中に給与を支払った人がいるか。



令和7年1月から12月の源泉徴収税額を合計（P7参照）し、納税額があるか。



【調査の対象になります】

「調査票（源泉徴収義務者用）(③)」、
「調査票（給与所得者用）(④)」の
2種類の調査票の提出が必要となります。
詳しくは次ページをご覧ください。

【調査の対象なりません】

「調査票（源泉徴収義務者用）(③)」の1.(この調査票について
答えられる方の氏名等)をご記入の上、余白部分に
○12月中に給与を支払った人がいない
○年間通じて納税額がない
と記入していただき、「調査票（源泉徴収義務者用）(③)」のみ
提出してください。

提出期限は令和8年3月2日（月）です。

- 統計法により、報告（調査票の提出）が義務付けられています。
- 本調査により集められた調査票（個人情報）は、統計法により秘密として保護され、
統計上の目的以外に使用することはありません。
- 提出された調査票は返却できません。
- 必ずコピーをとってお手もと控えとして保管してください。

対象となる事業所

インターネット回答

インターネット回答に
関するよくある質問

光ディスク回答

調査票回答
(記入のしかた)

よくある質問

回答の流れ ~インターネット、光ディスク、紙面調査票のいずれかの回答が必要です~

(1) インターネット(オンライン調査システム)による回答(2種類の回答が必要)

「政府統計オンライン調査
総合窓口」へログイン

調査票(源泉徴収義務者用)
(HTML形式)を入力

回答送信

調査票(給与所得者用)
(Excel形式)を入力

回答送信

検索サイトから

政府統計オンライン

もしくはウェブブラウザのアドレスバーに
[「e-survey.go.jp」](http://e-survey.go.jp)と入力して検索。

クリック

調査票(源泉徴収義務者用)右上の情報を入力し、「政府統計オンライン調査総合窓口」へログイン。

クリック

パスワードの変更、連絡先(メールアドレス)の登録と確認をします。

①設定するパスワードを入力し「変更」をクリック

変更後のパスワードメモ欄

ここで設定したパスワードを今後ログインに使用するため、忘れないようにご注意ください。

②メールアドレス・会社名・部署名・担当者名を入力し「登録」をクリック

③確認画面で問題がなければ「調査票一覧へ」、修正する場合は「連絡先変更へ」をクリック

調査票の作成と回答送信を行います。参考資料等をクリックいただくと、「オンライン回答のしかた」(PDF)が表示されますので、回答情報の入力の際に参照してください。

2種類の調査票両方の回答をお願いします。

「オンライン回答のしかた」は
こちらをクリック

民間給与実態統計調査

回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
令和7年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票 (源泉徴収義務者用)	HTML形式	2026-03-02	未回答		オンライン回答のしかた
令和7年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> 民間給与実態統計調査票 (給与所得者用)	Excel(マクロあり)形式	2026-03-02	未回答		オンライン回答のしかた

① (源泉徴収義務者用) をクリックして回答

② (給与所得者用) をクリックして回答

① 調査票（源泉徴収義務者用）の回答

- 1) サイト上でそのまま入力する形式（HTML形式）となっています。
 - 2) 回答送信後は回答内容を確認することができません。ご回答内容についてお問い合わせする可能性があるため、回答内容を控えていただくようお願いします。
 - 3) 送信後は「調査票一覧へ」をクリックし、続いて、②調査票（給与所得者用）の回答をしてください。

■調査票（源泉徴収義務者用）入力画面

■回答送信後の画面

調査票回答の受付状況

i 調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。
民間給与実態統計調査では、先程、受け付けました源泉徴収義務者用の調査票だけでなく
給与所得者用の調査票もご回答いただく必要があります。
給与所得者用の調査票が未回答の場合は、こちらもご回答をお願いします。

調査票回答の受付状況	
統計調査名	民間給与実態統計調査
実施時期	令和7年分民間給与実態統計調査
調査票名	民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）
調査対象者ID	9999999999999
キー項目	9999999999999
受付番号	0PBKE4650001
受付結果	調査票回答を受け付けました。ご回答ありがとうございました。

クリック → 調査票一覧へ

② 調査票（給与所得者用）の回答

- 1) Excel調査票をダウンロードして回答を入力する形式となっています。
 - 2) 調査票をクリックするとExcelファイルのダウンロード画面になりますので、お使いのパソコンにダウンロードしてください。
 - 3) ご回答内容についてお問合せする可能性があるため、**入力したExcel調査票は、回答データ送信後も控えとして保存をお願いします。**

■Excel調査票（表紙シート）

 問合せ窓口 電子回答票を入力するにあたって	<p>民間給与実態統計調査票（給与所得者用）</p> <p style="text-align: right;">※このシートは電子回答票の表紙です</p> <p>以下、1、2の手順にて回収データの作成及び送信をお願いします。</p> <p>(注意) 本シートは電子回答票用紙に相当します。以下のダイアログボックスが出てきた場合はクリックしてください。</p> <p>【(注意) ダイアログボックス】</p> <p>「この操作行のドキュメントをすべて削除します」</p> <p>(注意) このファイルのソースは暗号化でないため、Microsoftによってマイクロの実行がブロックされました。」と表示 削除ボタンはこちら</p>
<p>1 調査票シートへの入力</p> <p>【記入対象者の決め方】で記入対象者を選定後、①のいずれかの方法で様式を入力します。</p> <p>① (記入対象者の選定) 選択肢を複数選択して登録する <input checked="" type="checkbox"/> 会員登録済みの既存登録者データ (CSV形式) [登録者登録] [登録者登録] [登録者登録]</p> <p>② CSV形式で登録する既存登録者データの登録方法</p> <p>③ 入力欄に登録用シートを下記の種類です。（各シートのダウンロードにてご確認下さい） <input checked="" type="checkbox"/> 【記入対象者の決め方】 = 【既設登録】 → 【既設登録】 [既設登録] [既設登録]</p>	
<p>記入対象者の決め方</p>	
<p>既設登録アタッチメントボタンをクリック後、エクスポートボタンが表示された場合</p> <p>○ 「回答データファイル名」ボタンをクリックし、自由に任意に成された「回答データファイル」(XML形式)を任意のフォルダに保存します。</p> <p>○ 「政府統計オンライン調査総合窓口」にログインし、既設データファイルを送信してください。 (手順については、こちらをご参照ください) [手順について]</p>	
<p>回答データファイル作成ボタン</p>	
<p>「政府統計オンライン調査総合窓口」のURL : http://www.sesurvey.go.jp/</p>	

■Excel調査票（給与所得者用シート）

③ 調査票2種類分が「回答済」であることを確認

②調査票（給与所得者用）の回答送信後、再度ログインして調査票一覧画面を開き、2種類の調査票の状況が「回答済」であることを確認してください。

また、回答完了のメールが**2通（調査票2種類分）**届いていることを確認してください。

実施時期	電子調査票 	ファイル形式	提出期限	状況	状況	回答日時
令和7年分民間給与実態統計調査	<input type="checkbox"/> <u>民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)</u>	HTML形式	2026-03-02			2026-02-07 17:00
令和7年分民間給与実態統計調査	<input checked="" type="checkbox"/> <u>民間給与実態統計調査票(給与所得者用)</u>	Excel(マクロあり)形式	2026-03-02			2026-02-07 17:00

【ご案内】給与支払報告書データを活用した調査票（給与所得者用）の回答方法

調査票（給与所得者用）の回答にあたり、市区町村へ提出した給与支払報告書データ（CSVファイル）を取り込むことで、入力作業を一部省略することができます。

- 取り込み可能なデータは、市区町村へ提出した給与支払報告書（データの1列目「法定資料の種類」が「315」）のCSVファイルです。
- CSVファイルの1行目に項目名があるものは、項目名を削除してから取り込んでください。

詳しくは国税庁ホームページの「インターネット（オンライン調査システム）を利用した回答のご案内」をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和7年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ

(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r07minkyu/minkyu-online.htm>)



パソコン推奨環境

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2）（Excel調査票で使用）
Windows 11（※1）	Firefox 144 Google Chrome 141 Microsoft Edge 141	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021
macOS 26	Safari 26	—

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）・Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。

・Excelのマクロ機能を有効にする必要があります。

Microsoft 365又はExcel 2024をご利用の場合、ActiveXコントロールの無効状態によってマクロ機能が無効となっている場合があります。詳しくは5ページをご覧ください。

インターネット回答に関するよくある質問

【Q1】 Excel調査票でCSVファイル取り込み時に「型が一致しません」のエラーが出て進めません。

【A】 原因としては主に以下が考えられます。ご確認ください。

1 取り込みに使用しているCSVファイルが異なるものでないか

この調査で取り込みができるデータは、市区町村へ提出した給与支払報告書（データの1列目「法定資料の種類」が「315」）のCSVファイルです。

※使用しているCSVファイルを開いて、1列目が「375」の場合、この調査では使用できません。

2 CSVファイルの一番上に項目名を示す文字が入っていないか

CSVファイルの一番上に項目名を示す文字がある場合は、取込時にエラーが出ます。CSVファイルを複製した上で修正する等して、項目名の入っていないCSVファイルをご用意ください。

3 CSVファイルの文字コードと取り込み時に選択した文字コードが異なっていないか

CSVファイルの文字コードを確認し、同じ文字コードを取り込み時に選択してください。

日本語WindowsのANSIはShift_JISを選択してください。

○ANSIまたはShift_JIS → Shift_JIS を選択

○UTF-8 → UTF-8 を選択

CSVファイルを選択して、取り込み実行を行うとCSVファイルが読み込まれCSVデータ選択画面を表示します。取り込めるデータは、市区町村へ提出した給与支払報告書（データ1列目「法定調書の種類」が「315」）のCSVファイルです。

CSVファイル名を選択してください。

参照

CSVファイルの文字コードを選択してください。

取り込み実行



【Q2】 Excel調査票が動作しない、もしくはマクロ実行ができないのですが、対応方法はありますか？

【A】 【Microsoft 365 および Office 2024をご使用の場合】

Microsoft 365 および Office 2024 では、「ActiveX コントロール」の設定が既定で無効に変更されています。以下の3の手順をお試しください。

【上記以外をご使用の場合】

「セキュリティリスク このファイルのソースが信頼できないため、Microsoftによりマクロの実行がブロックされました。」というメッセージが表示される場合、また、メッセージは表示されないがマクロが実行できない場合は、以下の1~3の手順いずれかをお試しください。

1 信頼済みサイトへの登録方法

- ① デスクトップの下部にある「スタート」アイコン（「Windows」ロゴ）をクリックする。
- ② アプリの一覧の「W」欄から「Windowsシステムツール」を選択し、コントロールパネルをクリックする。
- ③ 「ネットワークとインターネット」をクリックする。※表示されない場合は、表示方法を「カテゴリ」に選択。
- ④ 「インターネットオプション」をクリックする。
- ⑤ 「セキュリティ」タブを開く。
- ⑥ 「信頼済みサイト」を選択する。
- ⑦ 「サイト」をクリックする。
- ⑧ 「この Web サイトをゾーンに追加する」の欄に、政府統計オンライン調査総合窓口の URL(<https://www.e-survey.go.jp>) を入力し、「追加」をクリックする。
- ⑨ 開いているプロパティのページを全て閉じる。
- ⑩ 改めて、オンライン調査総合窓口の調査票一覧より、電子調査票をダウンロードする。

2 ファイルのプロパティを変更し、Excel調査票を開く方法

- ① ダウンロードしたファイルの保存場所をエクスプローラーで表示。
※必ずオンライン調査総合窓口からダウンロードした調査票ファイルであることを確認。
- ② 対象の調査票ファイルを右クリックしてプロパティを選択。
- ③ 全般タブ内にある、「セキュリティ」の「許可する(K)」にチェックを入れて「OK」をクリックする。
- ④ 調査票を開く。

3 「ActiveX コントロール」の設定を変更し、マクロを有効にする方法

- ① ダウンロードしたExcel電子調査票を開く。
※必ずオンライン調査総合窓口からダウンロードした調査票ファイルであることを確認。
- ② 「ファイル」をクリックする。
- ③ 「オプション」をクリックする（「オプション」がない場合は、「その他」→「オプション」をクリックする）。
- ④ 「トラストセンター(セキュリティセンター)」→「トラストセンター(セキュリティセンター)の設定(T)」をクリックする。
- ⑤ 「ActiveXの設定」→「すべてのOfficeアプリケーションに適用するActiveXの設定」にて「先に確認メッセージを表示してから、最低限の制限を適用してすべてのコントロールを有効にする(P)」であることを確認し、「OK」をクリックする。
※無効化の際は「警告を表示せずにすべてのコントロールを無効にする(D)」を選択し、「OK」をクリックする。
- ⑥ 開いているプロパティのページを全て閉じる。
- ⑦ 開いているExcel電子調査票ファイルを閉じ、再度開きなおす。

詳しくは、政府統計オンライン調査総合窓口の以下のページをご覧ください。
「Excel電子調査票が正しく動作しない場合やマクロが実行出来ない場合の対処方法」
https://www.e-survey.go.jp/faq/Security_risk



(2) 光ディスク等(CD・DVD等)による提出

国税庁ホームページに、民間給与実態統計調査用の「光ディスク等提出用記入事項ファイル」及び「提出用データ作成ファイル」(Microsoft®Excel形式)を掲載しておりますので、ダウンロードしてデータを入力後、提出用のファイルを光ディスク等に保存して提出することができます。

光ディスク等で提出する場合も、調査票（源泉徴収義務者用）A4サイズ（③）を未記入のまま提出してください。なお、光ディスク等は送付している返送用封筒には封入できませんので、12ページに記載の国税庁「令和7年分民間給与実態統計調査」事務局にご連絡ください。

詳しくは、国税庁ホームページの「民間給与実態統計調査 光ディスク等による回答のご案内」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r07minkyu/media.htm>)をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和7年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ



(3) 紙面調査票による提出(調査票は2種類の提出が必要)

調査票(給与所得者用)の記入対象者の
決め方(②)で対象者を抽出

調査票(源泉徴収義務者用)
(③)を記入

調査票(給与所得者用)
(④)を記入

返信用封筒に
入れて提出

※記入対象者について、第1層の事業所は全員が記入対象者となります。

第2層から第8層の事業所は、「調査票(給与所得者用)の記入対象者の決め方(②)」を使用して記入対象者を決定します。

区分	事業所の給与所得者数(※)	記入対象者の抽出割合
第1層	1～9人	全員
第2層	10～29人	1/2
第3層	30～99人	1/6
第4層	100～499人	1/20
第5層	500～999人	1/100
第6層	1,000～4,999人	1/200
第7層	5,000人以上	1/200(上限100人)
第8層	本社	1/20

※令和7年12月中に給与を支払った人のうち、給与の金額(年間)が2,000万円以下の人の割合です。2,000万円を超える人は全員記入対象となります。

※給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄を適用した人は含まれません。

※「本社」とは、給与所得者500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいいます。

※第7層に該当する事業所で、給与支給額の合計が2,000万円を超える人を除いた給与所得者数が20,000人を超える事業所については、上限100人分に達するまで入力することとなります。

※事業所の給与所得者数が500人未満であっても、資本金が10億円以上で、株式会社の本社であれば、第1層から第4層には該当せず、第8層となります。

○ このような方法を探るのは…

事業所の皆様の負担を最小限にとどめつつ、全国の事業所の皆様が同じ方法により規則的に回答いただくことにより、それが全国の縮図となり、統計調査としての精度を高めることになるためです。

(3)-1 調査票(源泉徴収義務者用)(③)の記入のしかた

この調査票は、令和7年分の源泉所得税を納めた際の「給与所得・退職所得等の所得税徴収高 計算書(写)
給領収証書」(令和7年1月から12月支払分)を参考に記入してください。

記入例																													
 <p>別紙様式第1号 統計法に基づく基幹統計調査 国税局</p> <p>政府統計</p> <p>令和7年分 民間給与実態統計調査票(源泉徴収義務者用)</p> <p>※記入のしかた参考例</p>																													
<p>1. この調査票について答える方の氏名</p> <p>① 氏名 国税大臣 課(係)名 経理 電話番号 XXX-XXXX-XXXX (内線 XXX)</p> <p>2. 調査項目 記入例 01 23456789 (記入のしかたP6を参照の上、該当の業種番号を記入してください。) 3 (機械で読み取りますので、必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入例を参考にして記入してください。)</p> <p>3. (1)企業の主な業務 (記入のしかたP6を参照の上、該当の業種番号を記入してください。) 03</p> <p>4. (2)回答いただいた給与所得者用 調査票の人員及び届番号 14 3 層</p> <p>5. (3)組織及び資本金 (記入のしかたP6を参照の上、該当の番号を記入してください。 ・株式会社の場合は、令和7年12月末現在の資本金の額によって、「2」～「6」の該当する番号を記入してください。) 3</p> <p>6. (4)給与所得者数 (1)3月末現在の人員 49 人 (2)6月末現在の人員 55 人 (3)9月末現在の人員 54 人 (4)12月末現在の人員 63 人</p> <p>7. (5)年間支給総額 (千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。) 174281000円 (6)給与支給額に対する年間源泉徴収税額 (千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。) 7841000円</p>																													
<p>業種番号</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td>01</td><td>建設業</td></tr> <tr><td>02</td><td>製造業</td></tr> <tr><td>03</td><td>卸売業、小売業</td></tr> <tr><td>04</td><td>宿泊業、飲食サービス業</td></tr> <tr><td>05</td><td>金融業、保険業</td></tr> <tr><td>06</td><td>不動産業、物品賃貸業</td></tr> <tr><td>07</td><td>運輸業、郵便業</td></tr> <tr><td>08</td><td>電気・ガス・熱供給・水道業</td></tr> <tr><td>09</td><td>情報通信業</td></tr> <tr><td>10</td><td>学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業</td></tr> <tr><td>11</td><td>医療、福祉</td></tr> <tr><td>12</td><td>複合サービス事業</td></tr> <tr><td>13</td><td>サービス業</td></tr> <tr><td>14</td><td>農林水産・鉱業</td></tr> </table> <p>上記(3)の表を参考に貴事業所における令和7年12月31日現在の給与所得者(役員・アルバイト等を含む。)数による区分(第〇層)を数字で記入してください。</p> <p>※第8層については、第1層から第7層と判断基準が異なりますので、ご注意ください。</p> <p>P7 参照</p>		01	建設業	02	製造業	03	卸売業、小売業	04	宿泊業、飲食サービス業	05	金融業、保険業	06	不動産業、物品賃貸業	07	運輸業、郵便業	08	電気・ガス・熱供給・水道業	09	情報通信業	10	学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業	11	医療、福祉	12	複合サービス事業	13	サービス業	14	農林水産・鉱業
01	建設業																												
02	製造業																												
03	卸売業、小売業																												
04	宿泊業、飲食サービス業																												
05	金融業、保険業																												
06	不動産業、物品賃貸業																												
07	運輸業、郵便業																												
08	電気・ガス・熱供給・水道業																												
09	情報通信業																												
10	学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業																												
11	医療、福祉																												
12	複合サービス事業																												
13	サービス業																												
14	農林水産・鉱業																												

調査票の記入に当たって

- 調査票は、黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。
 - 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。
 - 書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください。

電話番号は、市外局番から記入してください。

調査票の記入内容等についてお尋ねすることができますので、そのときにお答えいただける方の氏名、課（係）名、内線番号を記入してください。

前年の回答をあらかじめ印字しておりますので、内容に変更があった場合は、お手数ですが、印字されている文字を二重線で抹消し、変更後の氏名等を余白部分に記入してください。

工場、支店、営業所、出張所等の場合には、その事業所の業務（業種）ではなく、貴事業所等の企業全体としての主な業務に該当する業種番号を業種番号表から選択してください。前年のご回答をあらかじめ印字しておりますので、業務内容に変更があった場合は、お手数ですが、印字されている業種番号を二重線で抹消し、余白部分に正しい番号を記入してください。

なお、業種の詳細な内訳は、国税庁ホームページの「民間給与実態統計調査 業種番号表」(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuseicho/r07minkyu/gyosyu.htm>)をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和7年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ



調査票(給与所得者用)(④)に記入した人員数を記入してください(調査票(給与所得者用)(④)を作成後に記入してください。)。また、6ページを参考に貴事業所における令和7年12月31日現在の給与所得者(12月中に給与を支払った人員(役員・アルバイト等を含む))数による区分(第〇層)を数字で記入してください。

株式会社の支店や事業所の場合は、本社の資本金額に該当する番号を記入してください。
あらかじめ該当する番号を印字しておりますので、資本金額等に変更があった場合は、お手数ですが、
印字されている番号を二重線で抹消し、余白部分に正しい番号を記入してください。

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 紙領済通知書

3月・6月・9月・12月支払分の人員数を転記してください。

※納期の特例を受けている方は給与台帳等
から人数を確認して記入してください。

令和7年1月から12月支払分を
準備してください。

6 令和7年1月から12月の支給額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

区分	支 払 年 月 日	人 員	支 繼 額			税額
			令和 年 月 日	支 払 額	税額	
俸給・給料等 (01)						
賃金(役員賃を除く) (02)						
日雇労務者の賃金 (06)						
退職手当等 (07)						
税理士等の報酬 (08)						
役員賞与 (03)						
同上の支払確定年月日						

7 令和7年1月から12月の税額を合計し、記入してください（千円未満は四捨五入し、千円単位で記入してください。）。

※年末調整による不足税額・超過税額を加減算します。

※0の場合は「0」と記入してください。

(3)-2 調査票(給与所得者用)(④)の記入のしかた

- 調査票が不足する場合には12ページのお問合せ先に連絡してください。
 - 記入対象者の決め方は、**同封の「調査票（給与所得者用）の記入対象者の決め方（②）」**を参照してください。
 - 調査票には、記入対象者を左詰めで記入してください。
 - この調査票は、記入対象者の「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」、「令和7年分給与所得者の保険料控除申告書」、「令和7年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 紙と所得者の配偶者控除等申告書 兼 紙と所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」等を参考にして記入してください。

記入例	
(5)勤続年数	○貴事業所の支社・支店・工場等から転入してきた人については、前の勤務先での勤続年数を通算してください。 ○条件付採用期間・見習期間等は、勤続年数に含めてください。 ○解雇又は退職してから同じ事業所に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算してください。
(6)給与を支給した月数	○年の中途で採用された人で、前職で支給された給与を含めて年末調整を行った人については、前職での給与支給月数を通算してください。
(7)職務	○「法人の代表者、役員等」とは、代表取締役・取締役・監査役・理事長・理事・監事等をいいます。 ○「正社員、正職員としている給与所得者」とは、貴事業所で正社員、正職員として処遇している人をいい、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
(8)年末調整	○「その他の理由」とは、給与の金額の合計((12)給与の金額の(ハ)計)が2,000万円を超える場合、災害による徴収猶予又は還付を受けた場合等をいいます。
(9)控除対象配偶者	○配偶者特別控除の適用を受けた場合は、「0」を記入してください。
(10)扶養親族数	○扶養親族数には、控除対象配偶者と年少扶養親族は含まれません。
(11)給与の金額	○「(ハ)計」だけではなく、「(イ)給料・手当等」と「(ロ)賞与等」も必ず記入してください。 ○通勤手当等の非課税分を含みません。
(12)諸控除(二)、(ホ)、(ヘ)	○振込保険料ではなく、控除額をご記入ください。 (二)一般生命保険料控除額、(ホ)介護医療保険料控除額、(ヘ)個人年金保険料控除額の合計が12万円を超えて構いません。
(13)諸控除(ヌ)、(ル)	○特定親族特別控除について記入してください。
(14)年税額	○源泉徴収税額(年末調整後)を記入してください。 ○年末調整を行わなかった人については、令和7年中に源泉徴収した税額の合計を記入してください。
<p>1～3は必ず記入する項目になります。</p>	
<p>別紙様式第2号 統計法に基づく基幹統計調査 国税</p> <p>政府統計</p> <p>1 調査項目</p> <p>(1)氏名又は記号等 (2)記入した者の左の欄から順に1,2,3,...と記入してください。 ただし、2面以上記入するときは、1面からの通し番号を記入してください。 (3)該当する数字をマークしてください。 (4)および(5) 1年未満は切り捨ててください。 (6)12か月.....A 11か月以下.....B (7)法人の代表者、役員等.....1 個人の青色事業専従者.....2 (正社員、正職員としている給与所得者).....3 1～3以外の給与所得者.....4 (8)年末調整を行った者.....1 年末調整(乙欄用のため).....2 年未満の場合は等価のため.....3 かたれた者(その他の理由).....4 (9)控除対象配偶者無.....0 控除一般.....1 除除障害者.....2 対居同居特別障害者.....3 配偶者.....4 一般.....5 障害者.....6 同居特別障害者.....7 配偶者.....8 (10)扶養親族数 (11)本人控除 (12)給与の金額 (13)諸控除 (14)年税額</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>記入漏れに注意</p> <p>この調査は、統計法に基づく基幹統計調査を作成するために行う調査です。 この調査の対象となった事業所の方々へは、統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告への質問を行なうことがあります。</p> <p><例1> 年末調整を行った一般の人</p> <p><例2> 給与の金額が2,000万円超の役員</p> <p>国税一部</p> <p>国税二部</p> <p>(注)千円単位です。</p> <p>(注)千円単位です。</p>	

調査票の記入に当たって

- 調査票は、黒の鉛筆かシャープペンシルで記入してください。
 - 調査票は、機械で読み取りますので、汚さないでください。
 - 書き間違えた場合には、消しゴムできれいに消してから記入してください
 - ①～③の必ず記入する項目以外で該当のない項目は、空欄にしてください

直線1本 すき間を開ける 上につきぬける 角をつくる 閉じる

○良い例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

×悪い例 **/ 2 3** **2 0 0** **5 > >** **1 2 3**
はみだす つづける くずす かたむける

(1) 氏名又は記号等

- 氏名のほか、社員番号、イニシャルやアルファベット等の記号による記載でも構いません。ただし、記入内容についてお尋ねすることができますので、記入対象者を特定できるようにしてください。

**中途採用で前職分
給与が不明の人**

得者用)
例4>
乙欄適用者

音については罰則があります。

お三

令和7年分 紙と所得者の保険料控除申告書

下記の(13)の(二)、(ホ)、(ヘ)は調査票の「調査項目」に対応しています。

令和7年分 紙と所得者の保

所轄税務署長		給与の支払者の名稱(氏名)		(フリガナ) あなたの氏名		
		給与の支払者の法人番号		※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)の記入して下さい。		
かねせきの者		かねせきの金額		(表最高40,000円) 計(①+②) ③		
生 命 保 険 料 控 除	(かねせきの旧保険料等の金額の合計額) B		かねせきの下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 円		(最高50,000円) ② ④と⑤のいわす か大きさの金額 ⑥(13)の(二) 円	
	介護 医療 保険 保険 料				(a)	
					(a)	
					(a)	
	(a)の金額の合計額 C		かねせきの下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 円		(最高40,000円) ⑦(13)の(ホ) 円	
個 人 年 金 保 険 料					新・旧 (a) 円	
					新・旧 (a) 円	
					新・旧 (a) 円	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D		かねせきの下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 円		(最高40,000円) 計(④+⑤) ⑧(13)の(二) 円		
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E		かねせきの下の計算式Ⅰ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 円		(最高50,000円) ⑨と⑩のいわす か大きさの金額 ⑪(13)の(ホ) 円		
計算式Ⅰ(新保険料等用)※ A、C又はDの金額		計算式Ⅱ(旧保険料等用)※ B又はEの金額		生命保険料控除額 計(⑧+⑨+⑪)(C) (最高120,000円)		
20,000円以下 A、C又はDの全額		25,000円以下 B又はEの全額				

令和7年分 紹介所得者の基礎控除申告書 兼 紹介所得者の配偶者控除等申告書 兼
紹介所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	
所納税款者名	■ あなたの文氏名の □ ふりがな □ 人名登録番号 □ その他の登録番号
税務署名	■ あなたの文氏名 □ ふりがな □ 人名登録番号 □ その他の登録番号

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆ _____ ◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆ _____

○ 控除額の計算			区 分 II										配偶者控除の額			
													(13)の(チ) 円			
													配偶者特別控除の額			
													(13)の(リ) 円			
													(13)の(ル) 円			
区分	(1)	(2)	(3)	(4) (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)」)										配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		
区分	A	48万円	38万円	38万円	100万円	100万円	100万円	115万円	115万円	125万円	130万円	130万円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額			
区分	B	32万円	28万円	28万円	24万円	24万円	21万円	26万円	21万円	18万円	18万円	11万円	6万円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		
区分	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除										配偶者特別控除の額		
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除										(13)の(リ) 円		
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除										(13)の(ル) 円		
備考	※(13)の(チ)又は(13)の(リ)又は(13)の(ル)の計算結果が別途算出の際は計算式及び控除額の計算の方法を参考に記載してください。														(13)の(チ)又は(13)の(リ)又は(13)の(ル)の計算結果が別途算出の際は計算式及び控除額の計算の方法を参考に記載してください。	

令和7年分 紙と電子の源泉徴収簿

※(13)の(□)=A+B-D ※(13)の(△)=C+D

よくある質問

【Q1】 どうしても回答しなければいけないのですか？

【A】 統計調査を円滑に実施し、正確な調査結果を得るために、正確なご回答が必要です。

もし、ご回答が得られなかったり、回答していただいても、その内容が不正確・不完全であると、調査の目的である統計が作成できず、精度の低い統計になってしまいます。「令和7年分民間給与実態統計調査への御協力についてのお願い」裏面の民間給与実態統計調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

なお、当調査は基幹統計調査です。統計法第13条では、国の重要な統計調査である基幹統計調査について、調査の対象である「個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。」と規定し、同法第61条では、「報告を拒み、又は虚偽の報告をした者」に対して、「50万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。

【Q2】 個人情報は保護されているのですか？

【A】 統計法第41条では、調査に従事する者（委託事業者及びその従業員を含む。）に業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない「守秘義務」が課されています。

また、同法第57条第1項第2号では、「業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者」は、「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」と罰則について規定しています。

このように、調査に従事する者に対して厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる方々に、調査項目全てについて、安心して回答いただくためです。本調査でいただいた回答は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することはありません。

統計法（平19.5.23 法53）－抜粋－

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 略

（守秘義務）

第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者
当該情報を取り扱う業務

二～三 略

四 行政機関等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

五～六 略

第7章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者
当該情報を取り扱う業務

三 略

2 略

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした個人又は法人
その他の団体（法人その他の団体にあっては、その役職員又は構成員として当該行為をした者）

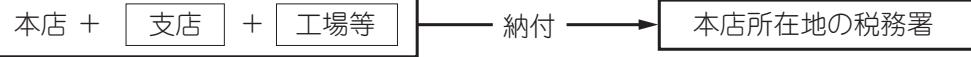
二～三 略

（調査票（源泉徴収義務者用）・調査票（給与所得者用）共通）

【Q3】 当社には、支店、工場等がありますが、本店分のみ作成すればよいですか？

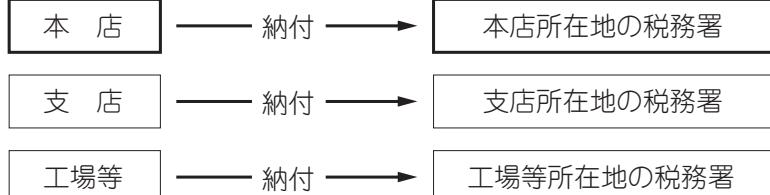
【A】 1 貴事業所（本店）が、支店、工場等の従業員分まで含めて一括して源泉所得税を本店所在地の税務署に納付している場合は、貴事業所（本店）、支店、工場等の全てを対象として作成してください。

＜例＞



2 支店、工場等の従業員分の源泉所得税を、それぞれの所在地の税務署に納付している場合は、当該従業員分は含まれません（本店分のみを記入対象としてください。）。

＜例＞



(調査票（源泉徴収義務者用）・調査票（給与所得者用）共通)

【Q4】 中途採用者について、前職分の給与等は含めて記入するのですか？

【A】 中途採用者の前職分の給与等については、「調査票（源泉徴収義務者用）」と「調査票（給与所得者用）」とで扱いが異なります。

1 「調査票（源泉徴収義務者用）」には、中途採用者の前職分の給与等及び税額は含めないでください（貴事業所で源泉徴収した税額を回答していただくためです。）。

2 「調査票（給与所得者用）」には、中途採用者が年末調整をした人及び給与の金額が2,000万円超であるために年末調整できない人である場合は、前職分の給与等及び税額を含めた金額を記入してください（これは、給与所得のある方に個人の給与の収入金額を回答していただくためです。）。

中途採用者で年末調整をしていない人の場合は、前職分の給与等及び税額を含めません。

＜参考＞中途採用者の給与の取扱い

		前職分	
		給与	税額
調査票（源泉徴収義務者用）		含めない	
調査票 (給与所得者用)	年末調整なし	含めない	
	給与の金額が2,000万円超の人	含める	
	年末調整あり	含める	

(調査票（源泉徴収義務者用）)

【Q5】 当社は、12月分給与を翌年1月に支払っていますが、給与総額は、この1月支払分を含めて計算したものになるのですか？

【A】 貴事業所が年末調整をした期間（源泉徴収票に記入するものと同じ内容）により作成してください。この場合は、令和7年1月から12月の間に給与の支給があったものが対象となります。

《例》 給与対象期間 給与支給

令和6年	12月	令和7年	1月	} 年末調整対象期間 ⇒ 調査票作成
令和7年	1月	〃	2月	
〃	2月	〃	3月	
〃		〃		
〃	11月	〃	12月	
〃	12月	令和8年	1月	

(調査票（給与所得者用）)

【Q6】 当事業所の従業員（役員・アルバイト等を含みます。）のうち、どのような人が調査の対象になりますか？

【A】 令和7年12月中に給与を支払った給与所得者（甲欄・乙欄適用者）が調査の対象になります。

また、年の途中で退職した従業員（役員・アルバイト等を含む。）のうち、令和7年12月中に給与を支給した給与所得者は調査の対象になります。

なお、次の方は調査の対象から除かれます。

○日雇労務者

労働した日又は時間によって給与の金額が算出され、かつ労働した日にその都度給与の支給を受ける人で、「給与所得の源泉徴収税額表（日額表）」の丙欄を適用する人。

（注）日雇労務者であっても、継続して2ヶ月を超えて給与の支給を受けている場合には、乙欄を適用することになり調査の対象になります。

○海外出向・海外支店勤務の人

令和7年12月の給与を支払った時点で所得税法上の非居住者とされている者（所得税法第2条第1項第五号）

(調査票(給与所得者用))

【Q7】(9)控除対象配偶者の記入について、配偶者特別控除を受けた場合はどのように記入しますか？

【A】配偶者特別控除を受けている場合は、(9)控除対象配偶者は「0」を記入し、(13)(イ)配偶者特別控除に控除額を記入してください。

控除対象配偶者がいない場合と配偶者特別控除の適用を受けた場合に(9)控除対象配偶者の欄で「0」を記入します。

※記入対象者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。

<参考>

控除対象配偶者の有無・種類		(9)の回答	補足
控除対象配偶者 無		0	なし、 配偶者特別控除を受けている場合
控除対象配偶者有 一般	一般	1	配偶者の年齢が 69歳まで (一般)で、 配偶者の年間の合計所得金額が 58万円以下 の場合 (給与のみの場合は給与収入が123万円以下)
	障害者	2	
	同居特別障害者	3	
	非同居特別障害者	4	
控除対象配偶者有 老人	一般	5	配偶者の年齢が 70歳以上 (老人)で、 配偶者の年間の合計所得金額が 58万円以下 の場合 (給与のみの場合は給与収入が123万円以下)
	障害者	6	
	同居特別障害者	7	
	非同居特別障害者	8	

※配偶者特別控除は…配偶者の年間の合計所得金額が**58万円超133万円以下**の場合
(給与所得のみの場合は給与収入が123万円超 約201万円以下)

(調査票(給与所得者用))

【Q8】(14)年税額について、年末調整を行わなかった人は記入しますか？

【A】年末調整を行わなかった人については、**令和7年中に源泉徴収した税額の合計**を記入してください。

給与の金額が2,000万円を超える方、乙欄適用の方、その他の理由等で年末調整を行っていない方も(14)年税額の欄は記入の必要があります。

上記以外のよくある質問事例は国税庁ホームページに掲載しています。

詳しくは、国税庁ホームページの「よくある質問事例（令和7年分調査）」
(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/r07minkyu/qa.htm>)をご覧ください。

※国税庁ホームページ>刊行物等>統計情報>令和7年分民間給与実態統計調査の対象となられた事業所の皆様へ



<令和7年分民間給与実態統計調査に関するお問合せ先>

国税庁「令和7年分民間給与実態統計調査」事務局
(株式会社インテージリサーチ)

TEL 0120-927-329 (平日9:00~18:00)
FAX 0120-380-885

○お問合せの際は、調査票(源泉徴収義務者用)③の調査対象者IDをお伝えください(FAXの場合は、調査対象者IDの記入をお願いします。)

○調査票発送後及び提出期限前の1週間は電話回線が混雑し、つながりにくくなります。

○国税庁及び各國税局では、令和7年分民間給与実態統計調査の実施について、株式会社インテージリサーチに業務委託しています。なお、委託業者には、統計法により守秘義務が課せられています。

札幌国税局	企画課企画第二係	TEL 011-231-5011
仙台国税局	企画課企画第二係	TEL 022-263-1111
関東信越国税局	企画課企画第二係	TEL 048-600-3111
東京国税局	企画課企画第二係	TEL 03-3542-2111
金沢国税局	企画課企画第二係	TEL 076-231-2131
名古屋国税局	企画課企画第二係	TEL 052-951-3511
大阪国税局	企画課企画第二係	TEL 06-6941-5331
広島国税局	企画課企画第二係	TEL 082-221-9211
高松国税局	企画課企画第二係	TEL 087-831-3111
福岡国税局	企画課企画第二係	TEL 092-411-0031
熊本国税局	企画課企画第二係	TEL 096-354-6171
沖縄国税事務所	総務課総務第一係	TEL 098-867-3601